



報道機関 各位

記者発表資料

令和4年10月25日（火）

問い合わせ先：人権政策・男女共同参画課

課長：新藤

担当：大野

電話：829-1132

内線：2374

さいたま市パートナーシップ宣誓制度を改正します

本制度の開始から2年が経過し、他自治体の状況や利用者のニーズなど実態に合わせた変更が必要であるため、「さいたま市パートナーシップ宣誓制度」を次のとおり改正します。

1 変更の内容

(1) ファミリーシップ制度の導入

ファミリーシップとは、「パートナーシップの関係にある者が、その一方、又は双方の子（養子を含む。）と継続的な共同生活を行っている関係」のことです。

パートナーシップの宣誓をされた方が届け出をすることにより、ファミリーシップとして、子どもの氏名をパートナーシップ宣誓書受領証に記載することができます。

(2) 養子縁組をしている方も宣誓を可とする

今までパートナーシップ宣誓制度の対象とされていなかった、養子縁組関係にある二人でも、宣誓をできるようになります。

(3) 自治体間連携

さいたま市が他の自治体とパートナーシップに関する協定を結ぶことができるようになります。今後、さいたま市が他の自治体と協定を締結すれば、パートナーシップの宣誓をした方は、本市と当該自治体との間で転出入をする際に、簡易な手続きでパートナーシップ制度を継続できるようになります。

※別添資料を参照

2 施行日

令和4年11月1日（火）

3 根拠規定

さいたま市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

さいたま市パートナーシップ宣誓制度の改正について

さいたま市パートナーシップ宣誓制度を、次のとおり改正します。

1 ファミリーシップ制度の導入

ファミリーシップとは、「パートナーシップの関係にある者が、その一方、又は双方の子（養子を含む。）と継続的な共同生活を行っている関係性」のことです。

パートナーシップの宣誓をされた方が届け出をすることにより、ファミリーシップとして、子どもの氏名をパートナーシップ宣誓書受領証に記載することができます。※届出には、一定の手続きが必要となります。詳しくは、市ホームページ上に公開している「さいたま市パートナーシップ宣誓制度利用の手引き」をご覧ください。

2 対象要件の拡充

今までパートナーシップ宣誓制度の対象とされていなかった、養子縁組関係にある二人でも、宣誓をすることができるようになります。

3 他の自治体との連携

さいたま市が他の自治体とパートナーシップに関する協定を結ぶことができるようになります。今後、さいたま市が他の自治体と協定を締結すれば、パートナーシップの宣誓をした方は、本市と当該自治体との間で転出入をする際に、簡易な手続きでパートナーシップ制度を継続できるようになります。

施行日 令和4年11月1日（火）